

生活支援訪問型サービス事業従事者等養成研修実施要領

(平成 28 年 11 月 14 日 健康福祉局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、仙台市介護予防・日常生活支援総合事業の実施、当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関する要綱（令和 3 年 3 月 31 日健康福祉局長決裁。以下「実施等に関する要綱」という。）に規定する生活支援訪問型サービス事業に携わる者等に必要となる基本的な知識の習得を目的とした研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領で使用する用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）、及び実施等に関する要綱で使用する用語の例による。

(研修の種類等)

第 3 条 研修の名称は、「仙台市生活支援介護サポーター養成研修（以下「介護サポーター養成研修」という。）」とする。

(対象者)

第 4 条 介護サポーター養成研修を受講できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 生活支援訪問型サービスにおける訪問支援員として従事する者
- 二 市長が必要と認める者

(研修の実施)

第 5 条 介護サポーター養成研修は、仙台市が実施する。ただし、研修の全部または一部について、委託することができる。

2 前条に規定する者が受講する研修の内容は、次のとおりとする。

- 一 前条第 1 号に規定する者 別表第 1 に規定する内容
- 二 前条第 2 号に規定する者 必要に応じて別表第 1 に規定する内容

3 前項に規定する研修を修了した者に対し、研修修了証（別紙 1）を交付する。

(委任)

第 6 条 この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

なお、この要領の実施の際、現に交付されている研修修了証は、第 5 条第 3 項の研修修了

証とみなす。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（訪問支援員向け研修の概要）

	科目名	内 容	履修時間 (分)
1	職務の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施策の変遷 ・介護保険制度の概要 ・生活援助の具体的内容 等 	60
2	尊厳の保持・自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人権と尊厳 ・自立支援・介護予防 等 	60
3	介護の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持 ・事故予防及び安全対策 ・衛生管理 ・苦情処理体制 等 	90
4	加齢・老化等に伴う心身の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の特性 ・認知症高齢者の理解 ・障害の基礎知識 等 	90
5	コミュニケーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への接し方 ・コミュニケーション技術 等 	60
		<ul style="list-style-type: none"> ・(実技) 業務を行う上でのコミュニケーション技術 等 	90
6	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活と家事 等 	60
		<ul style="list-style-type: none"> ・(実技) 生活支援の理解 等 	90

別紙 1

仙台市生活支援介護サポーター
養成研修 修了証

受講者番号

氏 名

殿

生年月日

あなたは仙台市生活支援介護サポーター養成研修に
参加されその研修課程を修了したことを証します

年 月 日

仙台市長 ○○ ○○ 印